

鹿屋市林業技術高度化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、林業従事者の林業技術の向上及び林業災害防止に資する研修を行う林業事業体に対し、予算の範囲内において鹿屋市林業技術高度化支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則(平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。)、公益財団法人鹿児島県林業担い手育成基金事業実施要領(平成6年4月1日公益財団法人鹿児島県林業担い手育成基金制定)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市内において事業を営み、市内に本所又は支所を置く森林組合及び林業事業体とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者に雇用されている者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者が林業技術の向上及び林業災害防止の為に受講する研修に要する経費とする。

- (1) 造林、保育、伐採、作業路の開設等の作業に従事している者
- (2) 市内に住所を有する者

(補助金額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費から公益財団法人鹿児島県林業担い手育成基金等からの助成金を控除した額の2分の1以内で予算の範囲内とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 林業技術高度化支援事業計画書(別記様式)
- (2) 研修の申込書
- (3) 日程表の写し

(実績報告)

第6条 申請者は、規則第14条に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、

市長に提出しなければならない。

- (1) 林業技術高度化支援事業実績書（別記様式）
 - (2) 受講証明書又は取得した資格等の写し
 - (3) 経費を証明できる書類等の写し
- （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

